

役員・評議員報酬規程

社会福祉法人松寺福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松寺福祉会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費は、これを支払わないものとする。

2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立合にあった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員会の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、こ

の規定を適用することができる。

(改正)

第8条 本規定は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

役員報酬

別表1 (日額)

| 名 称 | 報 酬 | 費用弁償費 |
|----------|----------|-------|
| 理事会出席報酬等 | 5,000円以内 | 実 費 |
| 評議員会出席報酬 | 5,000円以内 | 実 費 |

別表2 (日額)

| 名 称 | 報 酬 | 費用弁償費 |
|-------------|----------|-------|
| 監事指導検査立会報酬等 | 5,000円以内 | 実 費 |
| 苦情対応第三者委員 | 5,000円以内 | 実 費 |